

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案要綱

第一 改正の内容

一 設備規則第四十九条の八の二の二及び第四十九条の八の二の三においてその無線設備の条件が定められているデジタルコードレス電話の無線局の無線設備の技術基準適合証明等のための審査方法について定めること。
(第二条、別表第一号、別表第二号及び様式第7号関係)

二 その他規定の整備をすること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。